

紺綬褒章について

医薬基盤・健康・栄養研究所へのご支援に対する「紺綬褒章」に関して

医薬基盤・健康・栄養研究所は、内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人・団体に授与される「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けています。弊所にご寄附をいただき、「紺綬褒章」の推薦要件に合致している方（受章されるご意思をお持ちなど）について、本学から文部科学省（同省から内閣府へ）に推薦させていただいております。

紺綬褒章とは

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために私財（個人であれば500万円以上、団体であれば1,000万円以上）を寄附した方に授与される褒章です。予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含まれます。（申請額により木杯等の物件も異なってくるので、完納時点で申請）

紺綬褒章に該当する条件

●個人で受章された方

個人で公益の為に500万円以上寄附した方には、①褒章（メダル）とともに②章記が授与されます。授与された本人に限り、終身これを佩用（公的な場で着用）することができますとされています。褒章を佩用するときは、「左肋ノ辺」（左胸のあたり）に着けると決められています。褒章を佩用しない場合は、同時にいただける略綬と言われる記章（ピンバッチのようなもの）をその代わりに着用することが可能です。ご寄附の金額によっては、③木杯も授与されます。

ご寄附金額により授与されるもの

500万円以上	………章記、紺綬褒章
1,500万円以上2,500万円未満	………章記、紺綬褒章と併せて木杯第五号
2,500万円以上5,000万円未満	………章記、紺綬褒章と併せて木杯第六号
5,000万円以上	………紺綬褒章に係る褒状

※個人で2回以上受章された方

2回目以降は銀製で表面に授与年月日を記す④飾版（銀）のみが授与され、それを綬に附加します。つまり、2回受章した方は2個の飾版を付けることになります。5個の飾版（銀）と引き替えられる。⑤飾版（金）は、表面は桜模様で飾られています。



①



②



③



④



⑤

●法人・団体に受章された方

法人・団体に1,000万円以上寄附した場合には、自然人ではない団体がメダルを着けることは出来ないため、受章者名を法人・団体とした⑥褒状が授与されます。褒状、章記ともに、受章者・表彰者の氏名または名称、受章・表彰理由、授与・表彰の年月日と記号番号、天皇の名で授与・表彰する旨が記されて国璽がおされ、内閣総理大臣と内閣府賞勲局長が署名・押印されます。

ご寄附金額により授与されるもの

1,000万円以上……………紺綬褒章に係る褒状



⑥

申請から受章までの流れ

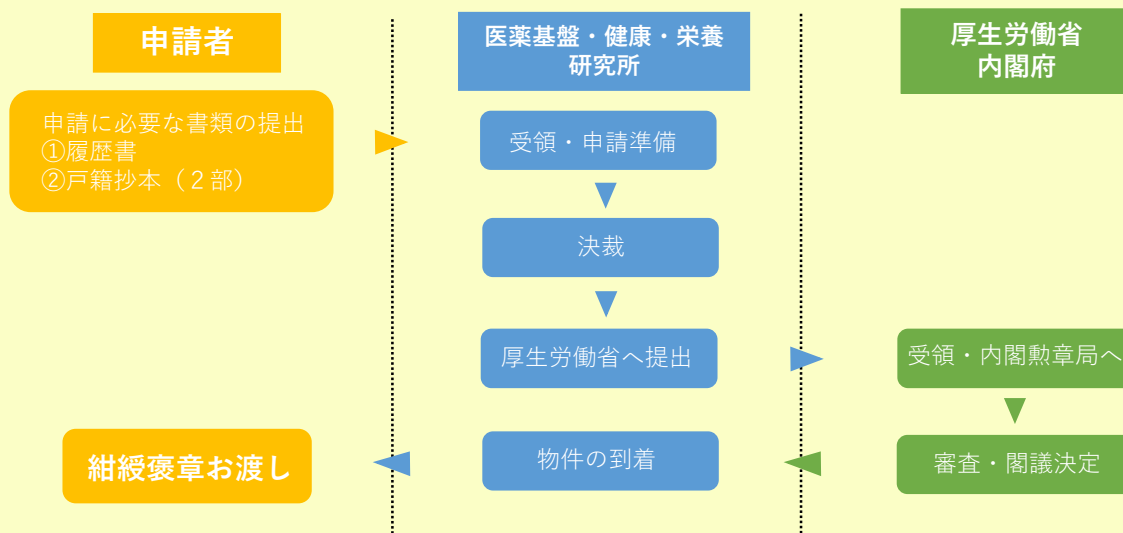
申請に必要な書類

①履歴書

本籍、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰などをご記載いただきます。

②戸籍抄本（2部）

受章までのフロー



※手続きとしては、申請から受章まで全体で1年程度かかります。（一年以上かかることもあります）

※受章は政府官報を通じて発表されます。

※なお、当法人は推薦をさせていただくのみで、受賞者の選定は「内閣府賞勲局」にて執り行われます。したがって、審査内容・審査結果の理由等についてのご回答、また、受章の確約はできかねますこと、あらかじめご了承ください。